

⑥ 税の控除・減免

所得税・住民税（障害者の控除等）

所得税・住民税の計算上、次の表に該当する場合は、それぞれの金額を所得から差し引くことができます。これらの所得控除額は、税額を計算する基礎となる課税所得金額を求める際に所得から差し引く控除であり、税額から直接差し引く税額控除（住宅ローン控除、配当控除、外国税額控除等）とは異なります。

種類	対象・条件		所得控除額			
			所得税		住民税（市県民税）	
障害者控除	本人又は被扶養者（同一生計配偶者及び扶養親族）が障害者の場合	一般（身体障害者手帳1, 2級以外・療育手帳Bなど）	障害者1人につき	27万円	障害者1人につき	26万円
		特別障害者（身体障害者手帳1, 2級・療育手帳Aなど）		40万円		30万円
		本人		75万円		53万円
		被扶養者（同居）		40万円		30万円
被扶養者（別居）						
小規模企業共済等掛金控除	心身障害者扶養共済制度（心身障害者保険扶養制度）の掛金等	年間に支払った掛金（加入者負担金）	全額	全額	全額	全額
医療費控除	◇医師、歯科医師による診療又は治療 ◇在宅療養の介護費用（傷病により寝たきり等の状態にあり、継続的な診療を受けている障害者の場合）等	ホームヘルパーなどによる在宅介護サービス（家事援助を除く）を受けて年間に支払った費用負担金	費用負担金を含めた医療費の総額から計算	費用負担金を含めた医療費の総額から計算		
		その他、ストマ用装具、おむつ費用などが医療費控除の対象になる場合があります。詳しくは、税務署等へお問い合わせください。				

特例	前年分合計所得金額が135万円以下の障害者		非課税
※その他、詳細については、右の窓口へお問い合わせください。		各税務署（※下記参照）	各区市税事務所市民税係（※下記参照）

[問い合わせ先]

◆各税務署・・・岡山東税務署 ☎ 225-3141
 岡山西税務署 ☎ 254-3411
 西大寺税務署 ☎ 942-3815
 瀬戸税務署 ☎ 952-1155

◆各区市税事務所 市民税係・・・北区市税事務所 ☎ 803-1176, 1177
 中区市税事務所 ☎ 901-1609
 東区市税事務所 ☎ 944-5011
 南区市税事務所 ☎ 902-3511

※各区市税事務所は各区役所内（北区市税事務所は分庁舎内）にあります。

このほか、下記の税の減免制度等があります。詳細は、それぞれの管轄へお問い合わせください。

◆相続税・贈与税・消費税…各税務署

◆新マル優制度（預貯金等の利子の非課税）…それぞれの金融機関